

福島県総務部公用車メンテナンス業務委託契約書(案)

委託業務の名称 福島県総務部公用車メンテナンス業務

委託期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

業務委託料 金_____円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金_____円)

契約保証金

福島県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が所有し使用する公用自動車（以下「車両」という）に係る「福島県総務部公用車メンテナンス業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）において定めるメンテナンス対象車両の保守及び管理等について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって頭書の委託期間中、この契約を確実に履行するものとする。

2 仕様書に明記されていないもので必要な事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

（権利又は義務の譲渡禁止）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、仕様書5の（2）に定める指定整備工場、若しくは甲が、乙の了解を得て、整備等を依頼した整備工場にメンテナンス業務を委託する場合、又は書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲は、乙が車両の継続検査を行う場合において、前項の指定整備工場が「保安基準適合証」の交付に代えて、当該「保安基準適合証」に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することを承諾する。

（主任担当者の選任とその業務）

第4条 乙は、本契約締結後直ちに、委託業務を管理し、及び調整する主任担当者を選任し、その者の氏名及び連絡先を甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の主任担当者の氏名又は連絡先に変更が生じたときは、遅滞なく甲にその旨を通知するものとする。

- 3 主任担当者は、本契約に基づく債務の履行に対し、甲から依頼があった場合は、整備工場との間に入り、誠実かつ確実に履行するよう調整するものとする。

(委託業務の完了報告)

第5条 乙は、3か月ごとに委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書（様式1）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務について検査を行わなければならない。
- 4 前項の検査の結果、不合格となり、甲が乙に対して補正を命じたときは、乙は、遅滞なく甲と協議の上定めた日に当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 5 乙は前項により命ぜられた補正を完了したときは、甲に第1項の業務完了報告書の様式に準じて補正完了届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第3項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、前条の規定により実施した検査に合格したときは、甲の所定の手続きに従つて委託料の支払いを請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を正当と認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(支払限度額)

第7条 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度_____円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

令和9年度_____円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

令和10年度_____円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

令和11年度_____円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

- 2 甲は、予算上の都合その他必要があると認めるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、完了した委託業務の内容が契約内容に適合しない場合は、その業務の完了報告を受けた後1年以内に限り、乙に対して業務の補正、代金の減額のいずれか、又は業務の補正及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第6条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てるものとする。

(履行の遅延)

第10条 乙は、この契約の履行が委託契約期間中に完了しないと認められる場合は、遅滞なくその理由、履行の完了予定日等を書面で甲に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、履行期限又は契約期間の最終日経過後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として契約期間を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限又は契約期間を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、契約期間を延長する場合は延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、委託料から第6条の規定による支払いが完了した委託料の累計額を控除した額につき、遅延期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第11条 甲は、この契約に乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(一般的損害)

第12条 委託業務の実施に関して発生（第三者に対して与えた損害を含む。）した経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が乙の責めに帰すことができない場合には、その負担は甲乙協議の上定める。

(処理内容の調査及び報告)

第13条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して委託業務の処理内容について調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約の変更等)

第14条 甲は、この契約の締結後、乙に委託した車両が委託期間中に使用を中止する場合、又は新たにメンテナンス対象車両を追加する場合等の事情により、本契約又は仕様書の一部を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、甲、乙協議して契約を変更することができる。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙がこの契約に違反したとき。
- 三 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事

務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第八号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかつたとき。

四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

五 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天変地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務につ

いて履行不能となった場合。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第1項の場合（前条第3項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第18条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

〈書面契約による場合〉

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

〈電子契約による場合〉

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者と受注者の電子署名日が契約書の定める委託期間の始期より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書の定める委託期間の始期から生じるものとする。

令和8年 月 日

(甲) 福島県福島市杉妻町2番16号

福 島 県

福島県知事 内堀 雅雄

(乙) (住所)

(氏名)

(代表者名)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。